

(目的及び設置)

第1条 川崎市都市計画マスタープラン中原区構想の策定における、区民のまちづくりへの理解及び参加を図ることを目的とし、同目的を遂行するための協議、検討を行い、かつ区民意向の収集、取りまとめ及び反映等を行う組織として、都市計画マスタープラン中原区構想検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の事業)

第2条 前条に掲げる目的を達成するため、委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 区民意向の把握に関する諸方策等の検討に関すること
- (2) 区民意見収集等を目的とした区民討議等の開催に関すること
- (3) 区民意向の取りまとめに関すること
- (4) 都市計画マスタープラン中原区構想の区民提案の取りまとめに関すること
- (5) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は次に掲げる者により構成する。

- (1) 一般公募により選出された者
- (2) 中原区まちづくり推進委員会より選出された者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は第2条に掲げる事業が完了し、区民の意向を取りまとめた結果を市長に報告し終えるまでとする。

(委員会の役員及び組織)

第5条 委員会は、次の役員を互選する。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長は、会務を掌理し、会議を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 前3項に掲げるほか、委員会の決定により、必要な役員及び組織を置くことができる。

(招集)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、まちづくり局計画部都市計画課及び中原区役所総務部区政推進課に事務局を置く。

(留意事項)

第8条 委員会の委員は、第2条に掲げる事業の実施を通じて得られた情報を、その目的に反して利用することのないよう留意しなければならない。

(一般事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の決定による。

2 緊急のため、会議を招集することができない場合は、委員長の決定による。

3 前項の規定による決定を行った場合は、委員長は、次の会議においてその内容を報告しなければならない。

付則

この要綱は、平成13年1月23日から施行する。

■ 都市計画マスタープラン中原区構想検討委員会 委員名簿

相田 克義	中原区井田	公 募
河内 新一	中原区下沼部	中原区まちづくり推進委員会
◎ 栗原 譲	中原区市ノ坪	中原区まちづくり推進委員会
飼物 雄治	中原区上小田中	中原区まちづくり推進委員会
江津 照光	中原区上平間	公 募
佐藤 厚	中原区上小田中	公 募
佐藤 克明	中原区井田	中原区まちづくり推進委員会
佐藤 健明	中原区小杉御殿町	公 募
鈴木 功	中原区市ノ坪	公 募
鈴木 一	中原区小杉町	中原区まちづくり推進委員会
竹井 斎	中原区井田杉山町	中原区まちづくり推進委員会
立石 祥子	中原区新丸子東	公 募
○ 内藤 幸彦	中原区下小田中	公 募
中村たみ子	中原区木月祇園町	公 募
長戸はるみ	中原区下新城	中原区まちづくり推進委員会
芳賀 誠	中原区小杉陣屋町	中原区まちづくり推進委員会
藤井 英宏	中原区市ノ坪	公 募
細目 康子	中原区上丸子天神町	公 募
○ 本田 智子	中原区丸子通	公 募
松崎 玲子	中原区今井仲町	中原区まちづくり推進委員会
松原 隆	中原区井田杉山町	公 募
三川 幸子	中原区上小田中	中原区まちづくり推進委員会
山本 幸恵	中原区木月住吉町	公 募
由良 直子	中原区今井西町	公 募
○ 横田昭次郎	中原区西加瀬	中原区まちづくり推進委員会
吉川 昭雄	中原区新丸子町	公 募

◎委員長 ○副委員長

川崎市  
都市計画マスタープラン  
中原区構想 区民提案

発行日 平成14年11月

発行者 都市計画マスタープラン中原区構想  
検討委員会  
(事務局)

中原区役所区民生活部区政推進課

まちづくり局計画部都市計画課

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2713

FAX 044(200)3969

E-mail 50tosike@city.kawasaki.jp

編集者 (株)社会空間研究所